

大和市告示第37号

大和市小規模受水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成25年3月15日

大和市長 大木 哲

大和市小規模受水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年大和市条例第27号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定による検査機関の指定に関する事務の適正を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 条例第14条第2項の規定により市長が指定する者（以下「指定検査機関」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者であって、大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成25年大和市規則第5号）第13条第1項に規定する検査を適正に行うことができると認められるものとする。

(検査区域)

第3条 指定検査機関が小規模受水槽水道の管理の検査を行う区域は、法第34条の4の規定により準用する法第20条の4第2項の規定により簡易専用水道検査機関登録簿に記載された区域のうち、大和市内の区域とする。

(指定の申請)

第4条 指定検査機関の指定を受けようとする者は、検査機関指定申請書を市長に提出しなければならない。

(指定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、指定をしたときは大和市小規模受水槽水道検査機関指定書を申請者に交付し、指定をしないときは大和市小規模受水槽水道検査機関指定不適合通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定検査機関の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地

(2) 指定年月日

(3) 検査の業務の開始年月日

(変更の届出)

第6条 検査機関は、第4条に規定する検査機関指定申請書に記載した事項を変更したときは、検査機関指定申請書記載事項変更届により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により検査機関指定申請書記載事項変更届を収受し、告示した内容に変更があったときは、その旨を告示するものとする。

(指定の解除)

第7条 指定検査機関は、第2条の指定基準に適合しなくなったとき又は小規模受水槽水道の検査業務を廃止したときは、速やかに指定の解除を市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をしようとする指定検査機関は、指定検査機関解除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による申請の有無にかかわらず指定を解除することができる。

(1) 第2条の指定基準に適合しなくなったとき。

(2) 指定の申請又は変更の届出において虚偽の申請又は届出を行ったとき。

(3) 条例第14条第2項の規定による検査において、不正な行為があったとき。

(指定の解除の告示)

第8条 市長は、前条の規定により指定の解除を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(報告の徴収)

第9条 市長は、指定検査機関が第2条の規定に適合しているかどうかを判断するために必要があると認めるときは、指定検査機関又は関係機関に対し、指定基準に関する必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

(様式)

第10条 この要綱の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条、第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、市長は、当分の間、小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号。）第16条第2項の規定による神奈川県知事の指定がされている者であって、検査を行う区域に本市の区域が含まれているものについては、指定検査機関として指定することができる。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	検査機関指定申請書	第4条及び第6条
第2号様式	大和市小規模受水槽水道検査機関指定書	第5条
第3号様式	大和市小規模受水槽水道検査機関指定不適合通知書	第5条
第4号様式	検査機関指定申請書記載事項変更届	第6条
第5号様式	指定検査機関解除申請書	第7条